

令和8年度「江東区A I デマンド交通実証運行」  
システム導入業務委託 仕様書

令和8年5月  
江東区

## 1 業務名称

「江東区A I デマンド交通実証運行」システム導入業務委託

## 2 事業実施目的

令和9年度に南砂地域において、高齢者や子育て世帯等の移動支援が必要な区民を対象に、都営バス路線網を補完する区域内（ラストワンマイル）の移動手段として、A I デマンド交通による実証運行を実施するため、令和8年度に車両の予約を行う専用アプリなどのシステム構築及び運行準備を行う。

## 3 委託期間

契約確定日の翌日から令和9年3月31日

## 4 運行概要

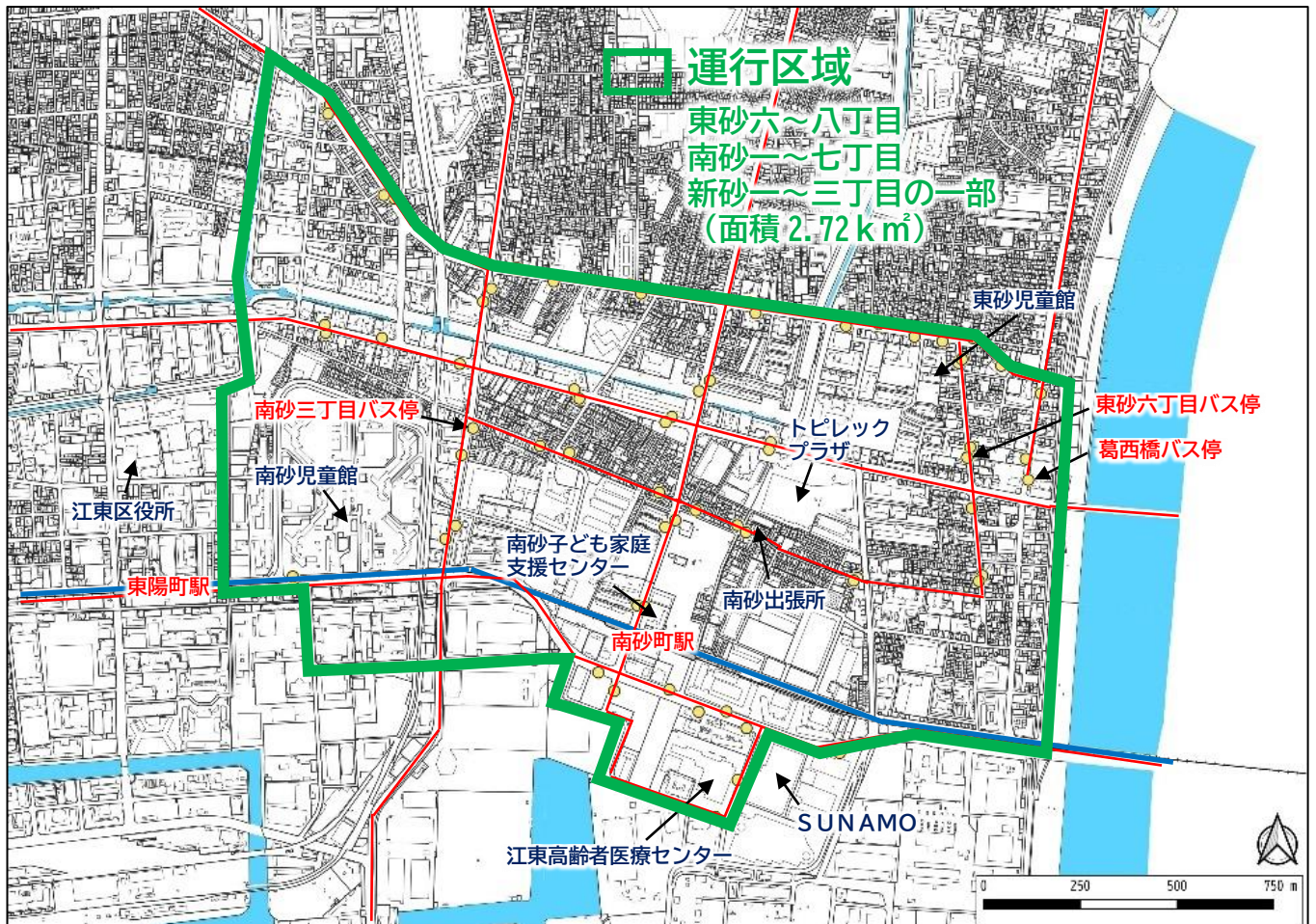
運行概要については、表のとおりとする。

### 【運行概要】

項目	内容
(1) 実施体制	運行主体：江東区 システム事業者：プロポーザル方式で決定 運行事業者：区内タクシー事業者
(2) 事業認可申請	道路運送法第21条許可
(3) 運行期間	令和9年5月（予定）～令和10年3月
(4) 運行日時	毎日、年末年始（12/29～1/3）は運休 7時30分～19時00分
(5) 運行形態	デマンド交通（予約型乗合運行） ※A I 配車システムを導入
(6) 予約方法	アプリによる受付（24時間対応） コールセンター開設時間（7時00分～19時00分） 当日分の予約は（7時00分～18時00分）

(7) 乗降スポット	25箇所程度
(8) 車両	台数：1台 車種：ワゴン車両を想定
(9) 利用対象者	<p>利用対象者は、高齢者や子育て世帯等を基本とし、区域外の方も利用可能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者（65歳以上）</li> <li>・子育て世帯（妊婦、小学生以下の子ども及び同乗する保護者等※）</li> <li>・障害者等（身体障害者手帳、療育手帳（愛の手帳）、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方とその介助者1名）</li> </ul> <p>※ 保護者等とは、親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母等）であって、子どもを現に監護する者及び中学生の子ども</p>
(10) 運賃	<p>① 高齢者、子育て世帯の保護者等、障害者等：300円</p> <p>② 小学生：150円</p> <p>③ 未就学児：無料</p> <p>④ ①～③に該当しない方：500円</p>
(11) 周知・PR及び利用促進	<p>チラシ、HP、SNS等による広報 説明会の開催、高齢者を対象としたスマホ教室</p>

【運行区域図】



## 5 事業範囲

本業務は、本区が別途契約する「江東区A I デマンド交通実証運行」運行業務により選定された委託会社（以下、「運行事業者」という。）が用意する車両を用いて、運行事業者のドライバーが運行するために必要な、システム構築及び運行準備を行うものとする。

江東区及び各事業者の業務範囲は以下のとおりとする。

令和8年度	江東区	システム 事業者 【本仕様書】	運行事業者
(1)システムの構築		○	
(2)プロジェクトマネジメント		○	
(3)周知用チラシの作成		○	
(4)車両貼付用マグネット制作等		○	
(5)使用する端末の用意		○	
(6)コールセンター準備		○	
(7)操作研修・説明会支援		○	
道路運送法第21条申請			○
乗降スポットの設置	○		
周知・PR・説明会	○		

## 6 業務内容

業務内容は次のとおりとする。

### (1) システム構築

- ・利用者予約に基づき、A Iによる効率的な自動配車・ルート生成を行うこと。詳細は、「7 システム要件」のとおりとする。

システム構築にあたっては、江東区と綿密に協議し、利用者に配慮した設計とすること。

(2) プロジェクトマネジメント

① 進捗管理、定例会議、議事録作成

- ・契約後から運行開始までの間、江東区と随時打合せを行い、事業進捗に係る相談・支援を行うこと。

② 運行事業者の体制構築支援

- ・運行事業者の運行に関する準備等に関し、相談・支援を行うこと。

③ 地域合意形成支援

- ・江東区地域公共交通推進協議会（地域公共交通会議）、地域住民や運行事業者、関係各所（運輸支局等）への説明・協議を行うにあたり、委託業務範囲に係る資料の準備や説明事項の整理に関し、相談・支援を行うこと。

(3) 周知用チラシの作成

- ・区民向け周知用チラシ（利用方法や乗降スポットを示す）を作成（31,000部想定）すること。なお、チラシの配布作業は、本業務に含まない。

(4) 車両貼付用マグネット制作等

- ・車両貼付用として区民に分かりやすい方法によるマグネット（1台分）を制作すること。
- ・乗降スポット路面シートのデザインを作成すること。
- ・乗降スポット置き型柱のデザインを作成すること。  
（乗降スポットは、江東区が別途設置工事を発注する。）
- ・路面シート及び置き型柱のデザインについては、別途江東区が発注する工事業者へ提供する必要があるため、工事期間を考慮し、江東区が別途指示する期日までに作成すること。

(5) 使用する端末の用意

- ・管理者、ドライバー、コールセンターが配車予約システムをWEBやアプリで利用するための端末（PC、タブレット等）を用意し、故障時の対応も

含め、その使用に必要な環境を準備すること。

- ・ 車載端末等がサーバーと通信するための通信回線を用意すること。なお、通信回線は、通信量による速度制限などにより、運行に支障が出ないように配慮すること。

#### (6) コールセンター準備

- ・ 電話による配車予約を受け付けるためのコールセンター等の受付拠点を設置すること。
- ・ コールセンターの運用については、令和9年度仕様書を参照すること。

#### (7) 操作研修・説明会支援

- ・ 操作マニュアル等の研修資料を作成すること。
- ・ 江東区・運行事業者向けの操作研修会（実技研修）を実施すること。
- ・ 研修は原則対面とし、必要に応じ、オンライン研修、動画配信による研修手法も可能とする。
- ・ 受講者が実際に端末を操作できる内容とすること。
- ・ 住民説明会（令和8年度は3回想定）の資料作成・説明支援をすること。

### 7 システム要件

運行に必要なシステム要件は次のとおりであり、令和9年度に実施するデータ分析に対応可能とすること。

#### (1) 予約・配車・運行管理

- ・ スマホアプリ・電話予約等に対応すること。
- ・ 予約方法について、電話・アプリ以外で予約を可能とする場合は、予約方法について提案すること。

（例：WEBからの予約等）

- ・ 即時予約・事前予約の双方に対応すること。
- ・ 予約情報をリアルタイムで車両へ配信すること。
- ・ 乗車希望時刻・乗車人数・乗降場所を指定可能とすること。
- ・ 相乗り最適化ロジックを搭載すること。

- ・運行日時の設定変更が可能なこと。
- ・乗降スポット追加や休止の設定変更が可能なこと。
- ・通行不可道路・通行不可時間の設定変更が可能なこと。
- ・上記の設定変更が、無料かつ迅速に対応可能なこと。
- ・キャッシュレス決済に対応することとし、キャッシュレス決済の仕様に  
ついて、提案すること。

## (2) 利用者アプリ

- ・予約の確定、予約状況の確認、キャンセル、乗降スポットの案内及び車両位置情報の確認ができること。
- ・乗車人数、乗車希望時間を任意に指定することができること。
- ・利用者が指定した現在地、目的地を踏まえ、システムが乗降スポットを確定し、利用者アプリ上でも確認できること。
- ・iOS と Android 双方に対応すること。

## (3) ドライバーアプリ

- ・ドライバーアプリは乗務員に対するナビゲーション機能を有すること（利用者の乗降スポット及び運行ルートの表示など）。
- ・予約発生時に適切にドライバーに通知する機能を有すること。
- ・運行に必要な利用者に関する情報（利用者メモ、乗降スポットメモなど）を共有する機能を有していること。
- ・利用者が乗車及び降車した情報を、システムサーバーへ送信及びシステムサーバーにて保管する機能を有していること。
- ・インターネット回線のトラブル等でシステムサーバーと通信ができない場合でも、受信のみの予約データをもとに運行が継続できること。

## (4) 管理者WEB

- ・指定のURLにアクセスすることで利用可能とすること。
- ・運行車両の予約状況・位置情報を確認できること。
- ・利用者情報を登録、修正、削除できること。

- ・利用者の予約状況を把握できること。また、予約情報を登録、修正、削除できること。
- ・異常発生時に新規の予約受付停止ができること。
- ・利用実績（日別・時間別等）を随時確認できること。
- ・利用実績（予約ごとの明細の乗降履歴・日別・時間帯別等）を無料で出力することが、管理者権限で制約なく実施できること。

## 8 その他の提案

- ・本業務費用内での、地域性に即した独自の提案がある場合は、記載すること。

## 9 情報セキュリティ要件

- ・委託業務の実施にあたり、江東区情報セキュリティ遵守特記事項書を遵守するとともに、下に示す情報セキュリティ対策を実施すること。
- ・情報セキュリティインシデント発生時の対処方法を策定し、迅速に対応する体制を整えること。
- ・再委託時の管理体制を維持・強化すること。
- ・バックアップデータの安全な保管場所とアクセス制限を明確にすること。
- ・定期的なバックアップを実施すること。
- ・定期的なセキュリティ機能の試験や情報システムの脆弱性の有無、必要なチェック機能の欠如等の確認等を実施し、その結果を本区に報告すること。
- ・契約終了時はデータを返還し廃棄すること。

## 10 成果物

- (1) 業務報告書（委託業務にて作成した資料、議事録等）
- (2) システム
- (3) 利用者アプリマニュアル
- (4) ドライバーアプリマニュアル
- (5) 管理者WEBマニュアル

- (6) 保守・運用体制図
- (7) 区民向け周知用チラシ（約31,000部）
- (8) 車両貼付用マグネットシート（1台分）
- (9) 運行準備にて作成したデザインデータ（標識、路面シート、車両貼付用マグネットシート等）
- (10) その他本区が必要と判断したもの

### 1.1 支払方法

受託者（システム事業者）は令和8年度業務完了、検査の後、請求書を提出し、委託者（江東区）は請求書を受理した日から起算して30日以内に代金を支払うこととする。

### 1.2 協定書の締結

「江東区AIデマンド交通実証運行」にあたり、令和8年度に、江東区、システム事業者、運行事業者の三者で運行協定書を締結する。

### 1.3 その他

- (1) 受託者は、本業務を円滑に遂行するため、本区担当者と連絡調整を密にし、必要に応じて適宜打合せを行うこと。
- (2) 業務遂行中に受託者が第三者に損害を与えた場合には、速やかに本区へ連絡すること。また、その場合の損害賠償責任は受託者が負うこと。
- (3) 本業務により知り得た内容、結果及び個人情報等を本業務以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。また、業務履行後も同様とする。
- (4) 受託者は、本業務の全部を第三者に委託してはならない。業務の一部を委託する場合には、再委託予定先の会社概要、再委託の業務内容及び業務管理体制等を記載した書面を本区に提出し、承認を得ること。

#### 1 4 協議

本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、江東区との協議により定めるものとする。

#### 1 5 担当

江東区土木部地域交通課交通係 野呂、橋本、望戸

電話：03-3647-4784

FAX：03-3647-9287

メール：kotsu-k@city.koto.lg.jp

郵送先：〒135-8383 江東区東陽4-11-28